



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社アンビスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役CEO 柴原 慶一
(コード番号: 7071 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 山口 真吾
(TEL. 03-6262-5105)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、割当予定先である当社代表取締役CEO柴原慶一、並びに当社取締役である税田紘輔及び山口真吾は、当該取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）並びに当社及び当社完全子会社の従業員（以下まとめて「従業員」という。）の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

第6回新株予約権は、当社代表取締役CEO柴原慶一を割当予定先としておりますが、これは同氏が当社グループの経営を統括する立場であり、当社グループの成長を牽引してきたところ、今後のさらなる成長の牽引役としての役割を期待し、新株予約権の割当予定先としたものです。第6回新株予約権には、業績及び株価目標の達成が行使条件とされており、一定の条件を達成した場合に、段階的に権利行使可能となります。当該目標は、当社において、新たな成長ドライバーとして位置づけた総合医療支援事業の中長期目標を踏まえたものであります。加えて、第6回新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。これにより、本新株予約権の付与対象者に対し、株価下落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有し、株価下落を招く企業活動を抑制すると共に、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

そのため、発行の概要及び新株予約権割当契約にて、以下の点を定めております。

- ・割当者は、自己の意思により新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ・2. 発行の概要（9）①②を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
- ・割当者は権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要せず、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、行使義務は消滅せず、新株予約権を行使しなければならない。

また、株価条件の発動水準を行使価額の50%に設定した理由といたしましては、付与対象者である当社の取締役が当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指しながら、株価水準へのプレッシャーを意識する適切な水準が現時点の行使価額の50%程度であると判断したためです。

他方で、当社の取締役及び従業員を付与対象者としている第7回新株予約権も、業績及び株価目標の達成が行使条件とされており、一定の条件を達成した場合に、段階的に権利行使可能となります。当該目標は、当社（の中期経営計画）における新たな成長ドライバーとして位置づけた総合医療支援事業の中長期目標を踏まえ

たものであります。第7回新株予約権において、取締役税田紘輔に新株予約権を10,000個割当予定ですが、これは同氏が総合医療支援事業を推進・運営する責任者であって、同氏の役割と責任にふさわしい割当予定数とすることを意図したものです。なお、第7回新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件は設定されておりません。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数98,112,000株に対して2.55%に相当し、当社の取締役が本新株予約権を行使して株式を保有することで、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

I 第6回新株予約権

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 1名 5,000個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
(3) 新株予約権の総数	5,000個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提(当社株式の株価(511円)、ボラティリティ(56.63%)、行使期間(10年)、配当利回り(0.78%)、無リスク利子率(2.255%)、業績・株価条件((7)①②に規定している条件)、強制行使条件((7)③に規定している条件)等の下、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金588円(発行決議日の前営業日終値511円に115%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げ))とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年3月3日から2036年3月2日までとする。
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、総合医療支援セグメントにおける売上高が、下記(a)または(b)に掲げる各水準を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 下記の条件のうち、(イ) 及び(ロ) の一方または双方を満たし、かつ(ハ) を満たした場合：行使可能割合 50% <ul style="list-style-type: none"> (イ) 2026年9月期において、850百万円を超過 (ロ) 2027年9月期において、1,220百万円を超過 (ハ) 2028年9月期において、1,670百万円を超過 (b) 2029年9月期において、2,300百万円を超過した場合：行使可能割合 100% <p>なお、上記における総合医療支援セグメントにおける売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>② 上記①を満たした上で、新株予約権者は、割当日から行使期間の終期までにおいて、当社普通株式の終値が一度でも下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合にのみ、上記①に基づき行使可能となった個数を限度として、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。また、新株予</p>

	<p>約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、上記（5）に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 600円／株以上となった場合：行使可能割合3分の1 (b) 900円／株以上となった場合：行使可能割合3分の2 (c) 1,200円／株以上となった場合：行使可能割合3分の3 <p>③ 上記①②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時ににおける新株予約権の	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」と

取扱い	<p>いう。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。 ⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の割当日	2026年3月3日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年3月3日

II 第7回新株予約権

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人數並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 2名 10,300 個 当社従業員及び当社完全子会社従業員 61名 9,700 個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

数	<p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3) 新株予約権の総数	20,000 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権1個あたりの発行価額は、500円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金511円（発行決議日の前営業日終値）とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株あたり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年1月1日から2036年3月2日までとする。
(7) 新株予約権の	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、

行使の条件	<p>総合医療支援セグメントにおける売上高が、下記(a)または(b)に掲げる各水準を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。</p> <p>(a) 下記の条件のうち、(イ) 及び(ロ)の一方または双方を満たし、かつ(ハ)を満たした場合：行使可能割合 50%</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 2026年9月期において、850百万円を超過 (ロ) 2027年9月期において、1,220百万円を超過 (ハ) 2028年9月期において、1,670百万円を超過 <p>(b) 2029年9月期において、2,300百万円を超過した場合：行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における総合医療支援セグメントにおける売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>② 上記①を満たした上で、新株予約権者は、割当日から行使期間の終期までにおいて、当社普通株式の終値が一度でも下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合にのみ、上記①に基づき行使可能となった個数を限度として、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。また、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、上記(5)に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 600円/株以上となった場合：行使可能割合 3分の1 (b) 900円/株以上となった場合：行使可能割合 3分の2 (c) 1,200円/株以上となった場合：行使可能割合 3分の3 <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 新株予約権者が、休職等（次号において定義する。）をしている場合は、当該期間中は本新株予約権を行使できない。</p> <p>⑧ 前各号の規定にかかわらず、新株予約権者が、割当日から2028年9月30日までの間において、休職（当社の取締役会が正当と認める理由による休職を除く。以下同じ。）した場合又は当社の営業日を基準に連続して14日以上欠勤した場合（当社の取締役会が正当と認める理由に</p>
-------	---

	<p>による欠勤を除き、以下、休職と合わせて「休職等」という。なお、念のため付言すると、欠勤とは、就労義務があるにも関わらず、当該義務を履行しないことをいう。）、休職等開始日を含む月（休職等開始日が割当日以前の日である場合には、割当日を含む月。以下同じ。）から休職等終了日又は2028年9月30日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職等開始日を含む月と休職等終了日又は2028年9月30日のいずれか早く到来した日を含む月が同一の月である場合には、当該月数は1とし、休職等が複数回にわたる場合は、全ての期間を合算する。）を31から控除した数を、31で除した数に、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権本株式の数を乗じた数の50%（ただし、計算の結果、1個株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本新株予約権につき、新株予約権の行使を行うことができない。</p> <p>⑨ 前各号の規定にかかわらず、新株予約権者が、2028年10月1日から2029年9月30日までの間において、休職等した場合、休職等開始日を含む月（休職等開始日が2028年10月1日以前の日である場合には、2028年10月1日を含む月。以下同じ。）から休職等終了日又は2029年9月30日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職等開始日を含む月と休職等終了日又は2029年9月30日のいずれか早く到来した日を含む月が同一の月である場合には、当該月数は1とし、休職等が複数回にわたる場合は、全ての期間を合算する。）を12から控除した数を、12で除した数に、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数を乗じた数の50%（ただし、計算の結果、1個未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本新株予約権につき、新株予約権の行使を行うことができない。</p>
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時ににおける新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以

	<p>下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の割当日	2026年3月3日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年3月3日

3. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、支配株主を割当対象者の範囲に含めておりません。

当社の支配株主は代表取締役 CEO の資産管理会社であり、本新株予約権の割当先に代表取締役 CEO が含まれ、支配株主との取引等に実質的に近しいと判断し、支配株主との取引等に準じた手続きを取っております。

当社が、2025年12月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「支配株主との取引を行う場合は、取締役会において、取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討したうえで決定することとしております。当社は、コーポレート・ガバナンスの公平性、

透明性を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、独立社外取締役を過半数選任しております。また、当社の特別委員会は、支配株主との間に発生する取引について、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、その公正性および合理性を確保し、当社の少数株主の利益保護に資するため、必要に応じて審議しております。

特別委員会は、社外取締役4名、社外監査役3名で構成し、委員長は委員の互選により選定しています。」

本新株予約権の発行は、下記「2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものあります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、当社代表取締役CEO柴原慶一、並びに当社取締役である税田紘輔及び山口真吾は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておらず、かつ決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の割当を決定することについては、支配株主から独立した、当社のすべての社外取締役及び監査役（社外取締役 牛込伸隆氏、山田剛史氏、本多則恵氏及び西山正徳氏、並びに社外監査役 花田拓也氏、菅原貴弘氏及び阿部信一郎氏）で構成され、2026年2月13日開催された特別委員会において、本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計され付与が予定されており、発行内容及び条件についても一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであり、発行手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上